

三重県私立学校等児童生徒表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県知事が行う私立学校等児童生徒表彰(以下「表彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象等)

第2条 三重県内の私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等の児童生徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、この要領の定めるところにより知事が表彰する。

- (1) 学業において特に顕著な成績を修めた者
- (2) スポーツ、芸術、科学等の分野で特に功績が顕著な者
- (3) 学校又は地域社会において他の児童生徒の模範となる活動を行った者
- (4) 前各号に規定するもののほか、特に功績等が顕著な者

2 前項の規定を満たす場合であっても次の各号の一に該当すると認められる場合には対象としないものとする。

- (1) 表彰の対象等が県から不利益処分を受けている者である場合
- (2) 表彰の対象等が県税等を滞納している者である場合
- (3) 表彰の対象等が政党、政治結社等である場合
- (4) 表彰の対象等が宗教団体である場合
- (5) 表彰の対象等が過去3年間に虚偽の申告その他不正な手段により、三重県、他の地方公共団体及び国から知事賞等の承認を受けた場合(受けようとした場合を含む)
- (6) 表彰内容が営利を目的とする場合
- (7) 表彰内容が政治的目的を有する場合
- (8) 表彰内容が宗教的目的を有する場合
- (9) 政治的又は宗教的場所を利用する場合(ただし、当該事業の内容・目的等が政治的又は宗教的色彩のないものであり、事業の性質上、当該場所で行うことが妥当であると判断される場合にはこの限りではない。)
- (10) その他私学課長が適当でないと認める場合

(表彰の方法)

第3条 表彰は、賞状を授与して行う。

(被表彰者の選定等)

第4条 各学校長等は、第2条の規定に該当する者を、被表彰者として知事に申請することができる。

2 前項の申請は、知事賞交付申請書(別記様式)により、表彰の1か月前、又は、毎年2月15日までに行う。

3 知事は、前項の規定により申請された者の中から被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として各学校の卒業式等に併せて実施する。

(表彰の条件)

第6条 私学課長は、表彰を行う場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 表彰した内容等に変更があった場合には、直ちに届け出ること
- (2) 表彰の実施に際して法令違反など社会通念上好ましくない行為があった場合には直ちに届け出ること
また、法令違反など社会通念上好ましくない行為があったと三重県が認めた場合には、三重県の求めに応じて、詳細を報告すること
- (3) 表彰の実施によって三重県に損害等を生じさせた場合には、三重県の請求に基づき賠償を行うこと
- (4) その他私学課長が必要と認めるもの
(表彰の取消し)

第7条 私学課長は、次の各号の一に該当すると認められる場合には、表彰を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する知事賞交付申請書及び添付書類に虚偽の記載もしくは申告があったとき
 - (2) 前条に規定する条件を遵守していないと認められるとき
 - (3) 第2条に規定する表彰の対象等を満たさなくなったとき
 - (4) 表彰者から取消の申出があったとき
 - (5) 表彰者に、法令違反など社会通念上好ましくない行為があったとき
 - (6) 表彰者の行為により、三重県の名誉を毀損し又は信用を失墜するおそれがある場合など、承認を取り消すことが適当であると私学課長が認めるとき
- (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は私学課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。